

# 平成 30 年度 西新小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの子にも起こり得るものである」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

基本姿勢としてのポイント

- ・いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ・すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。
- ・家庭や地域、関係機関との連携を大切にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう、学校を中心としたコミュニティーづくりに努める。

## 2 いじめの未然防止（未然防止のための取り組み等）

### (1) いじめを生まない教育活動の推進

- ・児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・児童の活動や努力を認め、自尊感情を育む授業づくりに努める。
- ・「いじめは決して許されないこと」の理解を促す。
- ・児童の豊かな情操や道徳心を涵養する。

### (2) 地域・家庭、関係機関との連携

- ・地域・家庭全体で児童を見守るために、学校サポーター会議等を活用する。

## 3 いじめの早期発見

- ・保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・日頃から児童とのコミュニケーションを心がけ、児童が示す些細な変化等を見逃さないようにアンテナを広く高く保つ。
- ・生活アンケートやいじめアンケート等により、児童の実態を把握する。

## 4 いじめへの対処

- ・いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、組織的に対応する。
- ・状況や対応の経緯等について、客観的な事実確認を行い、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家との連携をとる。
- ・「いじめ対応マニュアル」及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」の活用を図る。

## 5 いじめ防止のための職員研修

- ・いじめを未然に防止するために、Q-Uアンケートの分析や活用のための研修会を実施する。
- ・「いじめ対応マニュアル」や「いじめゼロに向けて」等を活用し、各職員の対応の徹底を図る。

## 6 いじめ防止等の対策のための組織

### (1) 組織の名称・役割

○ 名称

「西新小学校いじめ防止対策委員会」

○ 役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- ・いじめの相談、通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係わる情報の収集、共有を行う役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

(2) 組織の構成

校長・教頭・教務担当教員・生徒指導担当教諭・PTA会長・PTA副会長・子ども会育成  
連合会会長・自治協議会会長・公民館館長・青少年を守る会会長・民生委員主任児童委員・  
更正保護女性会会長・体育振興会会長

※但し、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) その他

- ・学校基本方針作成の際に、保護者等地域の方の参画や児童の意見を取り入れ、児童や地域を巻き込んだものとする。
- ・学校基本方針は、学校のホームページや学校通信等で広く周知を図る。
- ・学校基本方針に基づき、取組が適切に機能しているかを学校いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

7 重大事態発生時の調査機関

(1) 組織の名称と役割

- 名称  
西新小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
  - ・重大事態の発生について教育委員会への報告
  - ・重大事態に係る事実関係の調査
  - ・調査結果を教育委員会に報告
  - ・調査結果について関係児童及び保護者への情報提供
  - ・調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 組織の構成

校長・教頭・教務担当教員・生徒指導担当教諭・PTA会長・PTA副会長・子ども会育成  
連合会会長・自治協議会会長・公民館館長・青少年を守る会会長・民生委員主任児童委員・  
更正保護女性会会長・体育振興会会長・スクールサポーター

※但し、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、次のとおり速やかに連絡及び、報告を行う。  
「発見者→担任 →学年主任 →生徒指導主任 →教頭 →校長 →教育委員会」
- ・教育委員会と協議の上、西新小学校いじめ防止対策委員会を招集する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、教育的な配慮や被害者の意向等の配慮のうえ、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。